

## 信州ものづくりマイスター等の活動に係る要領

制定 平成23年5月12日  
改正 平成28年3月14日  
改正 平成31年4月1日  
改正 令和3年4月1日  
改正 令和7年7月15日

### (趣旨)

第1 この要領は、信州ものづくりマイスター認定要領及び信州ものづくりヤングマイスター認定要領により、信州ものづくりマイスター及び信州ものづくりヤングマイスター（以下「マイスター」という。）に認定された者の活動について必要な事項を定めるものとする。

### (マイスターの活動)

第2 マイスターの活動は、以下に掲げる活動とする。

- (1) 信州ものづくりマイスター認定要領第3各号
- (2) 信州ものづくりヤングマイスター認定要領第3各号

### (活動依頼)

第3 マイスターの活動を希望する者は、あらかじめ「活動依頼書（様式第1号）」を長野県産業人材育成支援センター（以下「センター」という。）に提出するものとし、マイスターは、センターからの通知に基づき活動を行うものとする。

### (経費)

第4 マイスターの活動に係る経費（謝金・旅費、材料費等）は、原則、活動を依頼した者が負担するものとする。

### (実施状況報告)

第5 マイスターの活動を依頼した者は、マイスターの活動後、速やかに「実施状況報告書（様式第2号）」をセンターに提出するものとする。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、マイスターの活動に関し必要な事項は別に定める。

なお、センターが実施する「将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業」（信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター派遣事業）については、この要領によらず、将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業（信州ものづくりマイスター・ヤングマイスター派遣事業）実施要綱によるものとする。